

2021年7月28日

さいたま市人事委員会
委員長 白鳥 敏男 様

埼玉県教職員組合 中央執行委員長 北村 純一

さいたま市教職員組合 執行委員長 大澤 博

適切な調査に基づく勧告等に関する要求書

日ごろ、さいたま市職員・教職員の賃金労働条件の改善に向けてご尽力いただいていることに、敬意を表します。

貴委員会による勧告に基づく「給与改定」により、2020年度は一時金0.05月引き下げ、月例給は公務と民間がおおむね均衡していることを理由に改定は行われませんでした。

新型コロナウイルス感染症拡大から1年以上が経過しましたが、今なお収束の目途がたちません。変異株を含めたコロナ感染拡大が猛威をふるい、まん延防止等重点措置が延長して講じられています。この1年、教職員は、日々の消毒作業や「密」を回避するための工夫、学校行事等の急な予定変更の対応、「GIGAスクール構想」によるICT教育の対応など、感染対策と学習保障に力を注ぎました。

貴委員会が労働基本権制約の代償機関としての役割を発揮し、人員削減と度重なる賃下げの中、懸命に勤めている教職員の労働実態を念頭に、民間賃金との情勢適応だけではなく、生計費の保障、コロナ禍のエッセンシャルワーカーとしての労働実態も考慮されたうえで、賃金等の改善につながる勧告を出されるよう要望します。

記

- 1 比較企業規模や比較における対応関係を従前のこと戻すこと。
- 2 給与の根本基準である生計費の原則にのっとり、公務員賃金を引き上げる勧告を行うこと。
- 3 災害対応や新型コロナウイルス感染症対策などで公務労働が強化されている状況から、労働基本権制約の代償機関として、民間賃金との均衡だけを理由とした給与の減額を勧告しないこと。
- 4 高齢層の教職員の給与が昇給停止となっている実情を改めて、職員のモチベーション等が維持できるようにすること。
- 5 職場のチームワークの向上や職員の士気向上のために、人事評価結果にもとづく賃金への反映を行わないこと。
- 6 定年延長及び再任用者等の高齢期の働き方について
 - (1)高齢層の給与水準は、生活保障の観点から同一労働同一賃金の原則を踏まえた勧告を行うこと。
 - (2)再任用者については定数外とする勧告を行うこと。
 - (3)再任用制度について、少数職種も含め本人の希望に応じた勤務形態を選択できるようする勧告を行うこと。
 - (4)定年延長による新規採用者の抑制が起こらないよう新規採用者を継続的に採用し、人員増も含めた定員管理を行う勧告をすること。
- 7 時間外勤務について

- (1) 3.6 協定締結が必要な職場に対して、協定の適切な締結や協定の遵守状況を把握すること。また、問題がある場合には、その改善と再発防止に向けた勧告を行うこと。
- (2) 教員の「1年単位の変形労働時間制」は、長時間労働の解消にはつながらずに導入すべきでないことに言及するとともに、抜本的な業務負担軽減と独自予算で教職員を増やす旨の勧告を行うこと。
- 8 会計年度任用職員の報酬や休暇制度等は、正規職員との均等待遇とするよう調査・検討し勧告に反映させること。とりわけ、病気休暇は有給と改善すること。
- 9 災害、新型コロナウイルス感染症対策など危機管理対策上、必要な定数増を行うこと。定期的なPCR検査体制および希望する教職員への早期のワクチン接種を行う勧告をすること。
- 10 感染拡大防止上も必要な少人数学級の実現と教職員の長時間過密労働の解消に向けて定数増を行うこと。